

（仮称）大和市障がい者福祉計画（障がい者福祉計画・障がい福祉計画）

【計画の位置づけ】

市町村における障がい者の福祉に係る計画には、障害者基本法第11条の規定に基づく「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」の二つの法定計画があります。本計画における「障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と位置づけ、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と位置づけます。

「障がい者福祉計画」は、施策全般にわたり、本市の障がい者のニーズや課題をまとめ、取り組むべき施策の方向性について定めており、基本計画としての性格を有しています。

「障がい福祉計画」は、地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制が具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込み量等を定めており、実施計画としての性格を有しています。

本市では、この二つの法定計画を、調和のとれた一体的な計画となるよう（仮称）「大和市障がい者福祉計画」として策定します。

≪大和市障がい者福祉計画≫

計画名	根拠法	定める事項	性格
障がい者福祉計画	障害者基本法	取り組むべき障がい者施策の方向性	基本計画
障がい福祉計画	障害者総合支援法	数値目標及びサービス見込み量等	実施計画

【計画の期間】

障がい者福祉計画の期間については、平成25年9月に策定された国の障害者基本計画、平成25年度中に策定される県のかながわ障害者計画の期間が、10年間から5年間へ変更されたため、大和市としても同様に、現状のまま5年間とします。

また、障がい福祉計画については、障害者総合支援法に基づく基本指針により3年間と規定されているため、3年間とします。

- ・障がい者福祉計画：平成26年度に平成27年度～平成31年度の5年間の計画として策定。
- ・障がい福祉計画：平成26年度に平成27年度～平成29年度の3カ年計画として策定。

年度	27	28	29	30	31
障がい者福祉計画					
障がい福祉計画					

【策定方針】

- 策定は身体・知的・精神の3障がいの当事者を構成委員とする大和市障がい者福祉計画審議会、大和市障害者自立支援協議会及び庁内検討会で検討するとともに、障がい者を対象とした意識調査の実施や、本年12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し幅広い意見の反映に努める。

○障がい者福祉計画審議会（委員11名 4回開催予定）

学識経験者、医療関係者、障害福祉サービス事業者、3障がいの当事者又は家族・民生委員 全11名

○大和市障害者自立支援協議会にて意見聴集（3回程度開催予定）

障害福祉サービス事業者、当事者、施設関係者、学校関係者、行政関係者で構成

○庁内検討会（2回程度開催予定）

○意識調査

合計 2,400 名	（身体 1,200	知的 300	精神 700	一般 200）
障害者の 20%にあたる 2,200 名+市人口の 0.1%にあたる 200 名				

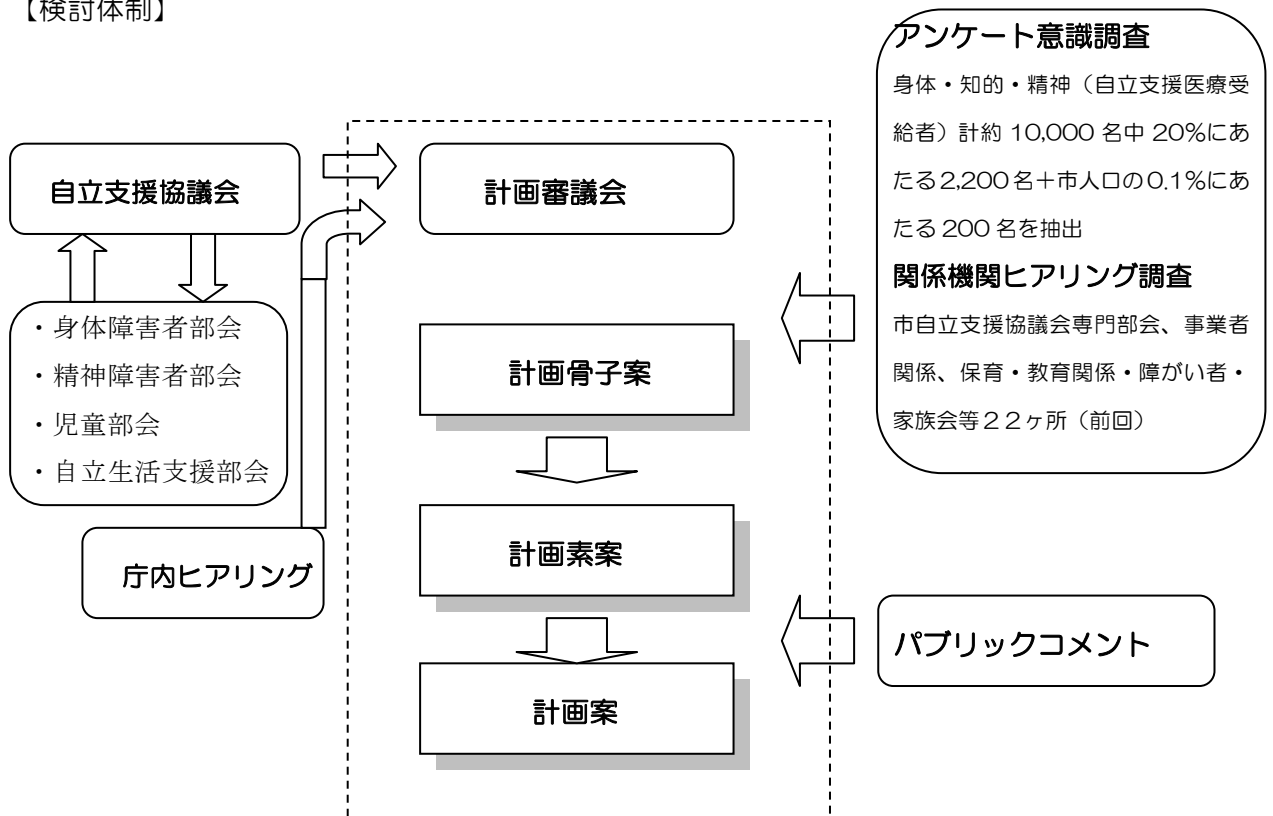
計画策定の基礎資料とするため、市内の障がい者の生活・就労・社会参加活動等の現状、障がい者施策やサービスに対する意向について意識調査を行う。

○関係事業者、団体等へのヒアリング

○パブリックコメント 素案策定時 約1か月

- 平成27年3月完成予定

【検討体制】



【市内各計画との関係】

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された計画であり、第8次大和市総合計画後期基本計画との整合を図ります。

また、各対象者別個別計画を実施するにあたり、重要となる地域の力を高め、市民と行政とが協力して地域課題に取り組む共通の方向性を示すものです。

